

教 生 学 第 1 2 5 9 号
令和 5 年（2023 年）3 月 3 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く） 様
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

学校における不審者の侵入防止について

先般、埼玉県戸田市において刃物を持った不審者が学校内に侵入し、教員が負傷する事件が発生しました。

各学校においては、日頃から学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づき、地域や学校の実情を踏まえて作成した危機管理マニュアルにより、児童生徒の安全確保に取り組んでいただいているところです。

この度の事件については、まだ詳細が明らかになっていないところですが、各学校において、改めて「校門・校舎入口の管理・施錠手順」「来訪者の受付手順や識別方法」「児童生徒の避難や警察への通報」など、不審者の侵入防止体制について、次の資料等を参考にして危機管理マニュアルを確認・見直すなどして、児童生徒の安全確保に万全を期すようお願いいたします。

記

<参考資料>

- ・「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」
（文部科学省 令和 3 年 5 月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm
- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」
（文部科学省 平成 30 年 2 月初版）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870.htm
- ・「学校における危機管理の手引（改訂 3 版）」
（北海道教育委員会 平成 31 年 2 月）
<http://www.s-shido.hokkaido-c.ed.jp/kikikanrinotebiki/kikikanri3.pdf>

上記ウェブページ等で常に最新の情報を取得するよう留意願います。

（学校安全係）

2-2-4 犯罪被害防止対策

2-2-4-1 不審者侵入の防止

学校への不審者侵入を防止する上では、①校門、②校門から校舎入口まで、③校舎への入口、という3段階の観点を持つことが重要です。このうち、特に「②校門から校舎入口まで」は盲点となりますので、注意しましょう。

不審者侵入防止のための3段階の観点

段階	具体的な方策(例)
①校門	校門の施錠、利用箇所・利用時間指定フェンス等の設置 等
②校門から校舎入口	通行場所の指定、死角の排除 等
③校舎への入口	入口の指定・施錠、受付管理 等

この3段階のチェック体制を具体化する対策としては、学校内外の施設設備・器具の安全点検と、校門・校舎入口の施錠管理、来訪者等の管理、校内巡回などがあります。これらのうち安全点検については、他の危機事態に関する点検と併せて「2-2-2 点検」にまとめて記載するとわかりやすいでしょう。

校門等の施錠管理については、時間帯別・利用者別に利用箇所を限定するとともに、校門等の解錠・施錠時刻やその担当者などを定めておき、児童生徒等や保護者に対し、これをしっかりと周知して遵守を呼び掛けることが大切です。

また、来訪者・保護者について、受付場所を明確化するとともに案内の掲示等を行うことや、名簿や受付票への記載などいわゆる入退管理の手順・方法、さらには来訪者・保護者であることが明確となるよう名札(胸章、保護者カード)などの識別方法も定めておきます。また、教職員は常に「ここは学校であり、自分たちがその管理を担っている」という心構えを持って、校内で部外者を見かけた場合等は躊躇することなく確実に確認・声掛けすることなども、共通認識としておきましょう。

さらに、教職員による校内の定期的な巡視や、教職員・保護者やボランティア等による校外の巡視・巡回など、学校への不審者侵入を防止するための取組についても、明記します。学校の状況によっては、警備員による警備や、防犯カメラの設置・運用を行っている例もあるでしょう。そのような場合には、警備員と教職員との役割分担や連携体制、防犯カメラの映像確認手順や役割分担などについても、事前に定めて、危機管理マニュアルに記載しておくことが必要です。

記載の視点

- 校門・校舎入口の管理・施錠手順
 - ・ 時間帯別・利用者別の利用箇所
 - ・ 解錠・施錠時間、施錠担当者
 - ・ 児童生徒等、保護者への周知と遵守徹底
- 来訪者・保護者の管理方法
 - ・ 来訪者向け案内・誘導
 - ・ 来訪者受付の手順(名簿作成等)
 - ・ 来訪者の識別方法(名札等)
 - ・ 来訪者の確認、声掛け
- 学校内外の巡視・巡回活動

- ◆ 犯罪被害防止に関する日常管理 ⇒ サンプル編 p.25
- ◆ 来校者予定表様式 ⇒ サンプル編 p.26
- ◆ 来校者受付票様式 ⇒ サンプル編 p.27
- ◆ 保護者受付表様式 ⇒ サンプル編 p.27
- ◆ 校内巡視チェックリスト ⇒ サンプル編 p.28

3-2 犯罪被害発生時の対応

3-2-1 不審者侵入事案発生時の対応

正当な理由なく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうとしたりする人がいた場合には、不審者とみなして、児童生徒等の安全を最優先に対応することが必要です。

危機管理マニュアルには、校地・校舎内で校内関係者以外の人を見かけた場合の対応について、具体的に記載します。不審者かどうかを判断する方法や、不審者であることが判明した場合の初期対応（退去を求める等）、退去要請に応じなかった場合の通報をはじめとする対応手順について、フロー図などの形で整理しておきましょう。

不審者への対応には、下記のような注意点があります。これらについても、フロー中に留意事項として記載するとともに、訓練により教職員全員が身に付け、的確な対応ができるようにしておくことが望まれます。

記載の視点

- 不審者立ち入りへの対応フロー
 - ・ 不審者か否かの判断方法
 - ・ 応援教職員の集め方（緊急ブザー等）
 - ・ 不審者への初期対応（退去を求める等）
 - ・ 110番通報、学校設置者等への緊急連絡
 - ・ 児童生徒等の避難判断・指示、避難誘導
 - ・ 不審者の隔離・抑止
 - ・ 安否確認、負傷者等の応急手当
- 不審者侵入に関する情報共有・対応指示するための具体的方法（校内緊急放送文案等）

【不審者対応の留意事項（例）】

- 原則として一人では対応せず、応援を得て二人以上で対応する。
- 手を伸ばしても届かないよう、相手との距離を保つ。
- 児童生徒等から不審者をできるだけ遠ざける。
- 相手に背を向けない。相手が持っている荷物等から目を離さない。
- 別室へ案内する場合は、相手を部屋の奥へ案内し、教職員は入口付近に位置して、出入口を開放する（避難経路の確保）。
- 警報ブザー・ホイッスルの使用、110番通報などをためらわない。
- 目の前の状況だけで判断しない（すでに校内の別の場所で事件発生の可能性もある）。
- 防御は、不審者の取り押さえを目的とせず、児童生徒等に近付けずに、警察の到着を待つ。

また、特に、不審者が校内に侵入してしまった場合には、不審者本人に気付かれないようにしつつ、校内の他の教職員に情報共有したり、児童生徒等に対応を指示したりすることも必要となります。そのための手順として、特定の用語を用いた緊急放送の文案等をあらかじめ決めておくことも必要です。

《参考資料》

- 文部科学省 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）p.24～31
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakijisyousu_all.pdf

3章

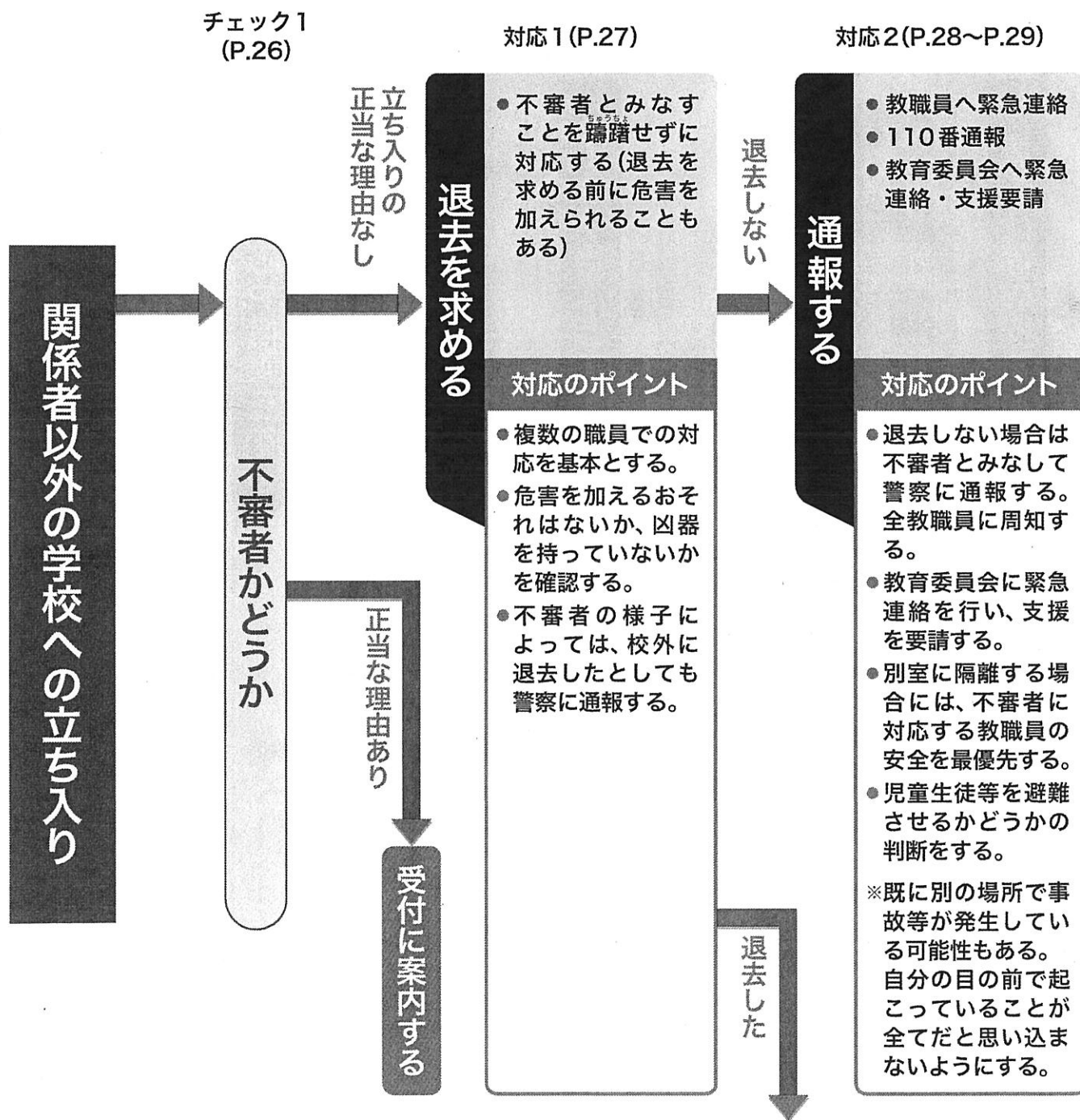
個別の危機管理

3-3

不審者侵入への対応

不審者の立ち入りへの緊急対応の例

初めの対応



不審者情報の共有

不審者情報は、警察や教育委員会に報告し、学区内教育委員会は、当該学校の近隣学校（国私立、

各学校においては、以下のフローを参考に、各学校の実情にあった対応ができるよう体制整備や訓練を行う必要があります。

緊急事態発生時の対応

事後の対応等

対応3(P.29~P.30)

チェック2
(P.30)

対応4(P.31)

対応5(P.31)

児童生徒等の安全を守る

- 防御(暴力の抑止と被害拡大の防止)
- 不審者の移動阻止
- 全校への周知
児童生徒等の掌握
- 避難誘導
- 警察による不審者の確保

対応のポイント

- 教職員がすべきことは児童生徒等の安全の確保である。
- 警察が到着するまで暴力を抑止するために多くの教職員で防御する。
- 全児童生徒等の安否を確認する。避難の経路とタイミングを間違えない。

※児童生徒等を怖がらせないことを過剰に意識して、避難等の行動が遅れないように注意する。

応急手当などをする

- 救急隊の到着まで
応急手当
- 速やかな119番通報

対応のポイント

- 逃げ遅れた児童生徒等がないかどうかを把握する。
- 負傷の程度を的確に救急隊に伝える。
- 救急車には必ず教職員が同乗する。

事後の対応や措置をする

- 対策本部の設置
- 情報の収集
- 保護者等への説明
- 報告書の作成
- 心のケア
- 教育再開の準備

対応のポイント

- 事故等発生後の連絡、情報収集のための通信方法を複数確保しておく。
- 災害共済給付の請求を行う。

負傷者がいるか

いる

いない

児童生徒等全員の安否が確実に確認できるまで、負傷者が「いない」という判断をしない。
また、負傷者がいなくても、心のケアが必要な児童生徒等がいる可能性があるため、児童生徒等の様子を把握し、適切に対応することが必要。

のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をするようにします。他市の学校含む)に情報提供する体制を構築しておくことが必要です。

3章

個別の危機管理

チェック1 不審者かどうか

学校には多くの方々が、様々な用事で訪れます。しかし、その中には正当な理由がなく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうしたりする者があります。それらの者を不審者と呼びます。

学校では、児童生徒等を犯罪被害から守るため、施設設備の状況も踏まえ、まず、必要な体制等を整備し、不審者かどうかを確実にチェックする必要があります。ただし、相手の感情を高ぶらせて暴力行為を招いてしまうような対応をしないように注意します。少しでも不審な点があると感じた段階で、複数の教職員で対応することを心掛けます。

なお、暴力行為を働いたり凶器を持っていたりする場合には直ちに対応2に移ります。

【1】不審者かどうかを見分ける。

(1) 来校者として不自然なことはないかをチェックする。

- 来校者の名札、リボン等をしているか。
- 不自然な場所に立ち入っていないか。
- 不自然な言動や行動及び暴力的な態度は見られないか。
- 凶器や不審物を持っていないか。

※来校者が名札やリボンを付けたりするルールを学校全体で話し合っておき、保護者等に周知しておきます。

※受付場所は校舎外あるいは入口近くにあるのが望ましい。日頃から、全教職員が学校の門や出入口の開閉状況に気を配るように心掛けます。



(2) 声を掛けて、用件をたずねる。

- 用件が答えられるか。また、正当なものか。
- 教職員に用事がある場合は、氏名、学年・教科等の担当が答えられるか。
- 保護者なら、児童生徒等の学年・組・氏名が答えられるか。

(3) 正当な理由があっても、名札、リボン等を付けていない場合には必ず受付に案内する。

※対応した教職員だけが「正当な理由のある」来校者と知っていても意味がありません。また、名札やリボン等の重要性を保護者等に理解してもらうことも大切です。



教職員や保護者がIDカードを付けている学校が増えてきています。IDカードの氏名や役職を遠くから読み取ることは不可能ですが、IDカードを付けているかどうかは判別できます。不審な様子を感じたからといって、いきなり取り押さえることはできませんが、IDカードを付けていないことを理由として声を掛けることは難しくないでしょう。IDカードを付けていない来校者には積極的に声を掛け、不審者かどうかを見分けるようにしましょう。

対応1 退去を求める

正当な理由のない者には、丁寧に校地・校舎内及び周辺からの退去を求めます。このとき、ほかの教職員に連絡して協力を求め、複数人での対応を基本とします。退去に応じた場合でも、再び侵入するおそれがないかを見届ける必要があります。また、再び侵入しそうな場合、凶器を持っていることが分かった場合、暴力的な言動をした場合など退去に応じない場合は、速やかに警察への通報に移ります。

【1】他の教職員に連絡して協力を求める。

- 原則、教職員が一人で対応してはなりません。自身の安全のために適度な距離をとりながら、多くの教職員が駆けつけるのを待つことが大切です。

【2】言葉や相手の態度に注意しながら、退去するよう丁寧に説得する。

- 相手に対応するときは、相手が手を伸ばしても届かない距離を保つことが必要です。
- 教職員が持っていたとしても自然である長い定規などを持つことも有効です。
- 毅然とした態度で対応し、いかなる場合であっても、不審者に背を向けないようにします。
- できる限り、児童生徒等がいる場所に不審者を向かわせないようにします。



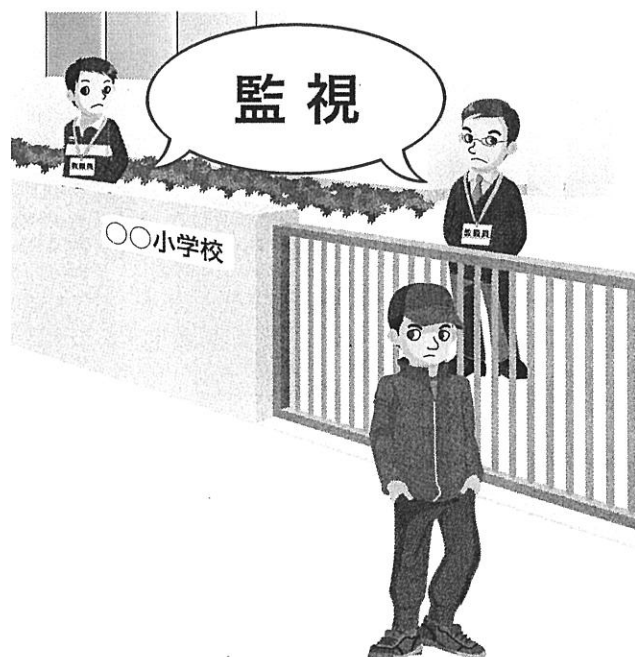
【3】退去に応じない場合には、不審者とみなして「110番」通報する。

【4】退去後も再び侵入しないか見届ける。

不審者が退去に応じた後は、以下の対応を行う。

- (1) 一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届ける。
- (2) 門や入口が開いている場合には必ず閉めて施錠する。
- (3) 再び侵入したり近くに居続けたりする可能性があるため、しばらくの間は複数の教職員がその場で様子を見るようにする。
- (4) 警察や教育委員会に連絡し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校や自治会に情報提供を行う。

※連絡を受けた教育委員会は、近隣の全ての国公立学校に連絡することが必要です。



第2章 管理上の事故等

1 不審者の侵入

A小学校に、2時間目終了直前、卒業生を名乗る男が来校し、対応した教職員に対して、大声をあげながらいきなり殴りかかってきた。

1 発生時の対応ポイント

不審者への対応

- ・複数の教職員で、手近にある物（机、椅子、消火器、さすまた、傘、長いものさし等）を活用して防御するとともに、不審者の動きや移動を阻止する。また、全教職員に緊急事態を知らせ、応援を要請する。
- ・教職員は分担し、不審者の移動阻止のための防犯用具等を持参して現場に急行する。不審者を刺激しないようにしながら、できる限り別室に隔離する。別室に隔離する場合は、不審者に対応する教職員の安全を最優先する。

児童の安全確保

- ・教職員は、管理職の指示に基づき、絶えず不審者の居場所や言動等を把握しながら、不審者に知られないように事前に決めておいた暗号による緊急放送等で児童を避難させる。教室等への侵入などの緊急性が低い場合や避難のため不審者と遭遇するおそれがある場合は、児童を教室等で待機させる。
- ・学級担任等は、逃げ遅れた児童や負傷者の有無などを確認するとともに、逃げ遅れた児童や負傷者がいた場合は、安全を確保しながら避難させたり、負傷の状況に応じて応急手当を行ったりする。

関係機関との連携

- ・直ちに警察へ通報する。また、負傷者等の状況に応じて、救急車を要請するとともに、警察に続報を入れる。

教育委員会（教育局）への報告

- ・警察等の関係機関への通報と同時に教育委員会（教育局）に緊急連絡し支援を要請する。
- ・不審者の身柄が警察に確保され、児童の安全が確認された段階で、事件の経過、児童の状況、負傷者の有無などの情報を可能な限り収集し、速やかに教育委員会（教育局）に報告する。

保護者への対応

- ・保護者への連絡が可能になった段階で、できるだけ速やかに事故の発生について連絡や説明を行う。
- ・不審者の身柄が警察に確保され、児童の安全が確認された段階で、保護者に引き渡す。
- ・保護者に連絡がつかない場合は、児童が一人で下校することのないよう配慮する。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。

2 今後の対応策（未然防止策）のポイント

事後の対応

- ・情報を収集して、事故の概要等を把握・整理した上で、保護者説明会等を実施し、事故の概要等について説明する。
- ・関係機関やスクールカウンセラーと連携し、児童や教職員の様子を把握し、心のケアに努める。
- ・対応の手順や方法、連携の在り方などを検証する。

危機管理体制の確立

- ・不審者侵入事故を想定し、さすまた等を用いた防御の仕方や不審者の移動阻止、不審者確保後の逃げ遅れた児童の捜索や、家庭への連絡や引き渡し等の対応訓練を実施する。
- ・学校安全計画に、児童の危険予測能力や危機回避能力の育成を位置付け、安全指導を行う。

不審者の侵入防止体制の整備

- ・校門、外灯、校舎の出入り口、窓、鍵の状況等について点検し、必要に応じ補修を行う。
- ・死角の原因となる障害物の有無、自転車置場や駐車場等からの進入の可能性について点検を行う。
- ・立て札や看板等による案内・指示を行ったり、順路、入口、受付等を明示したりする。
- ・来訪者にリボンや名札等を着用させて、不審者との識別を可能にする。名札やリボン等の着用については、事前に保護者等に周知し、来校時は必ず着用するよう協力を促す。

関係機関等との連携

- ・警察や地域の関係団体、保護者等と連携し、普段から危険箇所の把握や不審者情報を共有し、緊急時の対応について定期的に協議する場を設定するとともに、さすまた等を用いた防御や不審者を取り押さえる方法等について、警察の指導を受けられる講習会を実施する。

3 関係法令等

【法令等】

- ・学校保健安全法第29条の2（危険等発生時対処要領の訓練の実施等）

【通知等】

- ・「学校における安全管理の徹底について」（平成28年7月29日付け教生学第434号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）
- ・「児童生徒等の安全確保及び学校管理の徹底について」（平成29年9月4日付け教生学第464号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）

【参考資料等】

- ・「登下校時の安全確保に関する取組事例集」（平成18年1月 文部科学省）
- ・「学校における防犯教室等実践事例集」（平成18年3月 文部科学省）
- ・「学校の危機管理マニュアル～子どもを犯罪から守るために」（平成19年11月 文部科学省）
- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）

登下校時における事故（連れ去り等）の場合の留意点

- ・児童生徒の生命にかかわるため、学校独自に判断せず、警察との連携により慎重に対応する。
- ・日頃から、「声掛け事案」の対処法等について児童生徒や保護者等に啓発する。
- ・スクールガード等の協力を得るなど、登下校時における児童生徒の安全確保に努める。
- ・学校の危機管理マニュアルを地域住民に周知するなど、協力体制を整備する。